

本四備讃線 「ちょう架線損傷による 運転支障」について

6月13日、本四備讃線児島～宇多津駅間の櫃石島高架橋において、作業用の足場吊りチェーンが垂れ下がり、ちょう架線に接触、損傷させるという事故が発生した。本部はこの事故に対し発第142号「本四備讃線『ちょう架線損傷による運転支障』について」申し入れを行い、会社より以下のとおり回答があった。

【発第142号 本四備讃線「ちょう架線損傷による運転支障」について】

1 今回の事故をどのように受け止めているのか明らかにされたい。

今回の本四備讃線でのちょう架線損傷による運転支障では、お客様や社員等に怪我はなかったものの、長時間列車の運行を見合わせているとともに、重大な事故に繋がる事象であると重く受け止めています。

電気設備損傷に伴う運転支障は、過去にも2017年12月に予讃線伊予西条駅構内の旧乗換こ線橋撤去時に発生しており、およそ2年半のうちに同種の事象が再発している状況です。本事象を受け、仮設物の落下リスクについて作業計画を一から見直すとともに、対策を徹底することで、さらなる安全確保が重要であると考えています。

2 今回の事故の原因を明らかにされたい。

吊り足場内で吊りチェーンの受け替え作業を実施中に、滑り落ちた吊りチェーンがアルミパネル端部の隙間から垂れ下がり、ちょう架線と接触しました。

吊りチェーンは、これまで足場端部より内側の隙間のない箇所に設置していましたが、設置位置がその後の作業に干渉し作業効率を低下させていたため、今回の位置に変更しました。変更時に安全性の検討を行いました。今回の作業が短時間で難しい作業ではなかったため、特別な対策を取っておりませんでした。

J R 四国労組ニュース

令和2年7月1日（No.28／2終）

発行責任者／大谷 清

編集責任者／武智 義治

3 今後の再発防止に向けた作業手順の見直しや、施工業者への指導・管理を含めた実効性ある対策について明らかにされたい。

吊り足場内での吊りチェーン受け替え作業は、今後き電停止間合いで実施します。

施工上やむを得ない場合を除き、吊りチェーンの設置位置は、足場端部より内側の隙間のない位置にします。また、足場端部に吊りチェーンを設置する際は、吊りチェーンの落下防止対策として、落下防止ネットを2枚にして開口部をなくすとともに、万が一、吊りチェーンが手元から離れても落下しないように、落下防止ネットと吊りチェーンを紐で固定します。

また、施工業者へ対して、過去に発生した感電による事故事例を踏まえながら、電車線直上での作業の危険性及び感電・設備損傷に関する内容について、再度教育・指導を行います。

今回の事故では、作業員の感電や、列車との接触等の被害には至らなかったが、一歩間違えば重大事故につながる事象であった。

J R 四国労組は、安全・安定輸送の確立がすべてに優先し、尊い命を預かる私たちの重大な使命であることを強く訴えるとともに、引き続き、会社に対する「安全へのチェック機能」を強化する運動を展開する。

以 上